

周産期医療体制の充実について

1. 提案

国の「周産期医療システム整備指針」に基づき、本県の周産期医療システムを構築してきたが、周産期協力病院の産婦人科の分娩中止、地域周産期母子医療センターにおける新規の分娩取り扱いが制限される状況となっている。周産期医療体制が危機的状況になってきており、県の取り組みには限界があることから、周産期医療体制の充実のため、以下の対策に取り組まれない。

総合周産期母子医療センターの運営費補助の基準見直しと診療報酬の見直し

地域周産期母子医療センター等の運営費補助制度の創設

病院勤務の産科医・小児科医の過重労働を解消するための対策の充実

産科医・小児科医の養成に対する積極的な対応

2. 現状と課題

平成14年度に周産期医療協議会を設置し、本県の周産期医療体制について検討し、平成17年度から総合周産期母子医療センターを中核に、周産期医療体制を整備し、12病院からなる周産期医療ネットワークが稼働している。

産科医や小児科医の減少は加速し、本県でも、産科医の退職により、周産期協力病院の産婦人科の分娩中止、地域周産期母子医療センターにおける新規の分娩取り扱いが制限される状況である。

本県の周産期死亡率、新生児死亡率、乳児死亡率は、全国平均より高い状況にある。特に、新生児死亡率、乳児死亡率においては、平成17年では最下位の結果であった。

3. 本県の取組状況

本県では、総合周産期母子医療センターに対し、国庫基準額以外に県単独で上乗せの補助を行っている。

平成20年度より、新生児ベッドの確保のために、県単独で地域周産期母子医療センター運営費補助を行う。

平成18年9月に「滋賀県地域医療対策協議会」を設置し、中間まとめを反映して、平成19年度から「滋賀県医師確保総合対策」に取り組んでいる。

（提案の概要）

- 1 総合周産期母子医療センターの運営費補助の基準見直しと診療報酬の見直しを検討されたい。

総合周産期母子医療センターの施設基準では、医師、看護師とも手厚い人員配置をする必要があり、人件費の割合が高くなっているため、国として運営費補助の基準見直しや診療報酬の見直しを検討されたい。

見直しにあたっては、必要医師数を安定的に確保できるよう配慮願いたい。

- 2 地域周産期母子医療センター等の運営費補助制度の創設を検討されたい。

地域周産期母子医療センターや周産期協力病院についても、その運営が充実するよう補助制度の創設を検討されたい。

- 3 病院勤務の産科医・小児科医の過重労働を解消するための対策の更なる充実を図られたい。

各病院での産科医、小児科医の定数を増やすことができるよう診療報酬等による財政的措置を図られたい。

小児救急医療支援事業の充実のため財政的措置を図られたい。

- 4 産科医・小児科医の養成に対して積極的に対応されたい。

周産期医療体制を支える産科医・小児科医不足問題に対応するため、大学および研修病院において産科や小児科が魅力あるものとなるような環境作りを支援されたい。